

知的所有権ニュース（2024年10月）

〒392-0015

長野県諏訪市中洲1602-3

三枝特許事務所

TEL:0266-53-4197

FAX:0266-58-8602

E-mail: spo@coral.ocn.ne.jp

9月まで残暑を嘆いていたことがうそのように、10月下旬になって急激に気温が低下して、寒さに衣替えを急ぐ候となりました。あれだけ雑草に悩まされていた庭も一段落ついたようです。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやファクシミリにてお受けしております。 三枝

今月は、昨年話題となった商標事件について、概略をご説明します。

AFURI 事件について

ラーメン店（A社）が酒造メーカー（B社）に対して商標権侵害を主張したことに端を発したAFURI 事件は、昨年からSNSで炎上するなど、世間を騒がせていますが、今年の5月に、B社の商標権に対するA社による無効請求が棄却された無効審決の取消を請求する審決取消訴訟の判決（棄却）が出ました。侵害訴訟の結末はどうなるのかについては、私にも興味がありますが、職業柄、最も気になるのは、B社の商標権の取得態様や商標の使用態様です。今回は、ネットやSNSの観点とは異なる視点で、上記の態様について概観してみたいと思います。

（1） A社の経緯

A社は、社名に「AFURI」を用い、2010年頃から「AFURI」を含む商標を、本業の飲食サービス（43類）などに登録していました。酒類（33類）に商標「AFURI」を出願したのは2019年、登録されたのは2020年でした。

（2） B社の経緯及び対応

一方、B社は、2021年4月に、新たなブランド「雨降（AFURI）」を発売すると発表を行いました。しかしながら、上記のA社の商標権「AFURI」の登録日（2020年）からみると、B社が新たな製品「雨降（AFURI）」を発表した当時、既にA社の商標権「AFURI」は清酒についても登録されていました。

ところで、B社は、商標「雨降」を2021年に出願・登録していますが、その商標には「AFURI」が含まれていません。B社の発表には、「雨降（AFURI）」と記載されていますので、「AFURI」を使用する意思があったと思われ、実際に製品のラベルには漢字の「雨降」の横に「AFURI」の文字も付されていました。上記商標「雨降」は、2021年の1月に出願されていますから、その際に商標調査をしていれば、A社の商標権若しくは商標出願は発見されていたはずですが、その対策は採られなかったようです。

（3） 考察他

B社の商標権「雨降」に「AFURI」が除かれている理由は定かではありませんが、A社の商標権「AFURI」が登録されていたため、出願商標から「AFURI」を除外して

出願した可能性もあります。このことは、商標登録を受けるという目的からすれば妥当な判断と考えられるのですが、その場合、B社は、「AFURI」を使用することができず、また、商標「雨降」を「あふり」と呼ぶこともあきらめる必要があります。

しかしながら、上述のように、「雨降（AFURI）」という表示をしたり、「AFURI」が追記されたラベルを用いるのであれば、最初からラベルのように「AFURI」が付された商標を出願すべきでした。ただし、この場合には、審査が終了して登録された後に事業を開始するなどの配慮が必要となります。当該商標が登録されれば「専用権」が生じますので、A社の「AFURI」が存在したとしても、反論の余地はあったと考えられます。

なお、実際には、B社は、2023年になってから、「雨降」に「AFURI」を追記した商標を出願しており、「雨降」と「あふり」を含む商標も出願しています。

いずれにしても、B社の対応には、「雨降（AFURI）」の発売開始当時から大きな問題があったと言わざるを得ないでしょう。なお、B社は、不動産関係の企業に買収されていることにも影響を受けているかもしれません。

以下に、今回の事例について必要であったと思われる商標採択時の重要な項目についてまとめました。

商標採択時の重要項目

- ① 商標調査の結果に基づいて、商標の使用態様と、商標の出願態様との関係を十分に検討すべきである。一般的には、使用態様と出願態様とを一致させることが原則であり、その目的は専用権の獲得である。
- ② 商標調査の結果に基づいて、問題となりそうな商標の使用態様を想定する。商標の使用態様を簡単に変更してしまう企業があるが、この変更は、大きな問題を生ずる原因になる。漢字とひらがな、カタカナとローマ字などの商標文字種の変更、一行を二行にする、文字列の間にマークを入れるなどの商標態様の分割は、他の商標権と抵触する危険性があるので、特に注意が必要である。
- ③ 商標調査の結果に基づいて、結合商標（周辺権利）の取得、不使用取消審判、不正使用取消審判、無効審判などの対抗手段を適宜に採ることを検討すべきである。

以上

【連絡事項】

・長野県発明協会による無料相談事業

時間は午後1時～4時です。なお、相談には予約が必要です。（予約連絡先：各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559）

※弊所担当の相談日は以下の予定です。なお、担当が変更される場合があります。

令和7年 1月23日（木） 松本市役所
令和7年 2月21日（金） 飯田商工会議所
令和7年 3月21日（金） 飯田商工会議所

・諏訪圏特許事務所連合会による無料発明相談

時間はいずれも午後1時～4時です。できるだけ事前の予約をお願いします。

諏訪商工会議所：偶数月の第3木曜日：予約連絡先：0266-52-2155

茅野商工会議所：随時：予約連絡先：0266-72-2800（予約のみ対応）

テクノプラザおかや：毎月第3火曜日：予約連絡先：0266-21-7000

下諏訪商工会議所：偶数月の第1水曜日：予約連絡先：0266-27-8533（現時点では予約があった場合のみ対応）

※弊所担当の相談日は以下の予定です。

令和6年11月19日（火） テクノプラザおかや

※なお、弊所にて実施する初回の相談料（1時間以内）は無料となります。お気軽にご相談ください。